

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

地域包括支援センターはつかいち西部

地域包括支援センターさいき

地域包括支援センターおおの

1 基本方針

廿日市市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、利用者及び職員等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。センター内における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全なサービスの提供を図るため、本指針を定めるものとする。

2 感染管理体制

(1) 感染対策委員会の設置・運営

センター内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等へ適切な対応を行うため、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 委員会の構成員

構成員は、所長、副所長（所長補佐）、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士とし、委員長は所長または副所長（所長補佐）とする。必要に応じ他のセンター職員を招集する。

イ 運営方法

委員会は、委員長の招集により、6 か月に 1 回以上（年 2 回以上）定期的な開催に加え、地域で感染症が増加している場合やセンター内で感染症発生の疑いがある場合には、必要に応じ随時開催する。

また、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、市やセンターが開催する他の会議体と一体的に行うことも可能とする。

ウ 活動内容

委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ① センター内感染対策の計画作成
- ② 指針・BCP等の整備・更新
- ③ 職員及び利用者の健康状態の把握
- ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤ 研修・訓練計画の策定及び実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

(2) 役割分担

役割	担当者
センター全体の管理	所長
委員会実施のための各所への連絡及び調整	副所長（所長補佐）または保健師
感染対策、医療の提供と感染対策の立案・指導 利用者や職員の健康状態の把握	保健師（※）
感染対策の実施状況の把握 感染対策方法の現場への周知	社会福祉士 認知症地域支援推進員 事務職員
情報収集	主任介護支援専門員 介護予防支援員

※上記の中から、保健師を感染対策担当者に指名する。

感染対策担当者は、センター内の感染症発生の予防及びまん延の防止のための具体的な議題について、感染対策委員会に提案する。なお、感染対策担当者は他の業務との兼務を可とする。

(3) 職員研修の実施

勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした研修を次のとおり実施する。

① 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

② 全職員を対象とした定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

(4) 訓練（シュミレーション）の実施

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

(5) その他

委員会の開催記録等、センターにおける感染対策に関する諸記録は保管する。

3 平常時の対応

(1) センター内の衛生管理

日頃から執務室内の整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、清潔保持に努める。

(2) 職員の標準的な感染予防策

廿日市市内に感染症の発症の情報がない場合でも、次の予防策を実施する。

① 出勤前の検温、定期的な手洗い・手指消毒

- ② 勤務中のマスクの着用（推奨）
 - ③ 利用者対応ごとの手洗い・手指消毒
 - ④ 体調不良時の早期報告・出勤停止
 - ⑤ 業務における行動履歴の記載
- (3) 連絡体制の構築
- 市の関係部署、保健所、医療機関等の関係機関との連絡体制を構築する

4 発生時の対応

職員が感染症に罹患した場合、センター内でのまん延を防ぐため必要な対策を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- ① 感染もしくは感染が疑われたときは、速やかに状況を把握し、センター所長へ報告する。
 - ② 当該職員がサービスを提供している利用者の健康状態を把握する。
- (2) 感染拡大の防止
- ① 発生時は、手洗い・消毒等を徹底し、感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
 - ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅への訪問は緊急時を除き控える。やむを得ず訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等を適正に処分し、アルコール消毒液で手指消毒を行う。
 - ③ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡し、サービス利用の中止または変更等の調整を行う。
- (3) 関係機関等への報告及び連携
- 感染症等が発生した場合には、医療機関、保健所、市の関係部署に報告、緊密に連携を図り、必要に応じて、職員への周知、利用者等への情報提供と状況の説明等を行う。
- また、報告が義務づけられている感染症等については、速やかに市の関係部署や保健所へ報告し指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

5 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じいつでもセンター内で閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。